

お知らせ

恵那市ファミリー・サポート・センター

第3子以降の児童の利用について

ファミリー・サポート・センター事業は、おおむね生後2ヶ月から12歳までのお子さんを対象とし、子育ての援助を受けたい方、援助をしたい方がそれぞれ会員として登録し、必要時に子どもを一時的に預けたり、こども園などへの送迎を頼んだりできる制度です。

ファミリー・サポート・センターを第3子以降の児童が利用する場合に、年間48時間を上限として、通常サポート料金（1時間当たり400円の区分に限る）に関しては、利用料金の負担が不要となります。ただし、当日キャンセルの場合は全額負担となりますので、キャンセルの場合は必ず前日までにご連絡ください。

第3子以降の児童が利用する場合は、「第3子以降児童利用申請書」を市に提出し、承認を受ける必要がありますので、事前に申請してください。

また、第3子以降の児童の利用で援助活動をされた方には、依頼会員さんから受け取るはずの利用料金(1時間当たり400円の区分)を、申請により通常の補助金（1時間あたり600円）に加算して補助します。

【利用料金】

(児童1人分の料金)

利用日	利用時間	通常サポート	緊急サポート
平日	午前7時 ～午後7時	1時間 400円	1時間 800円
	上記以外の時間	1時間 500円	1時間 1,000円
土、日、祝日、 12月29日から翌年1月3日まで	終日	1時間 500円	1時間 1,200円

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間あたりの利用料金とする。
- 2 利用時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに1時間の半額の利用料金を加算する。
- 3 依頼会員は、対象児童の送迎で援助会員が負担した費用について、実費相当分を負担する。

お知らせ

第3子以降の児童を援助された方には、申請により

1時間につき1,000円（通常サポート料金400円 + 通常補助金600円）

を補助します。

【援助会員さんへの補助の流れ】

① 援助活動後、月ごとに

- ・「恵那市ファミリー・サポート・センター相互援助活動補助金交付申請書」
- ・「活動補助額集計表」
- ・「恵那市ファミリー・サポート・センター相互援助活動補助金交付請求書」

に「活動報告書」を添えて、市役所子育て支援課またはこども元気プラザに申請してください。

② 交付決定後、補助金額を指定された口座に振り込みます。

＜留意事項＞

- ・申請は、実施した月ごとに翌月10日までに提出して下さい。3月分は、当該年度の3月末日までに提出して下さい。
（締め切り日が、閉庁日となる場合はその翌日）
- ・申請内容に虚偽等ある場合は、不交付、返還請求をすることがあります。

様式は、恵那市ホームページよりダウンロードできます。

ホーム > 恵那市子育てサイト「えなっこ」

> 子育てサポート > 育児サポート > ファミリー・サポート・センター

〈問い合わせ・申請先〉

こども元気プラザ TEL26-6918 〒509-7205 恵那市長島町中野 414-1